# 業 務 委 託 契 約 書（案）

委託者新潟県（以下「甲」という。）と受託者　　（以下「乙」という。）とは、以下に定める条項により標準準拠システム（生活保護システム）利用環境の提供及びその付帯業務（以下「本業務」という。）に関する委託契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（目的）

第１条　甲は、本業務を乙に委託し、乙は、これを受託する。

(1)　業務の名称
　標準準拠システム（生活保護システム）利用環境の提供及びその付帯業務

(2)　業務の内容及び仕様
　別紙「標準準拠システム（生活保護システム）利用環境の提供及びその付帯業務調達仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3)　実施場所　新潟県福祉保健部福祉保健総務課及び甲が指定する場所

（善管注意義務等）

第２条　乙は、本契約書及び仕様書並びにこれらに基づく甲の指示又は通知（以下「仕様書等」という。）により、本業務の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって業務を行わなければならない。

２　甲及び乙は、本業務を実施するためには、甲及び乙の共同作業並びに分担作業が必要であることを認識し、それぞれの役割分担に従い、分担作業を誠実に実施するとともに、相互の分担作業に対して誠意をもって協力するものとする。

（委託契約期間）

第３条　本業務の委託契約期間（以下「委託期間」という。）は、本契約の締結の日から令和９年３月31日までとする。

（契約額）

第４条　本業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は、金　　円（うち消費税及び地方消費税　　円）とする。

（契約保証金）

第５条　契約保証金は、　　とする。

（構築の実施）

第６条　乙は、仕様書等に基づき業務を実施する。

（成果物の提出及び確認）

第７条　乙は、業務の成果物について、仕様書等に定めるとおり甲に納品しなければならない。
２　甲は、前項の成果物の納品が行われたときは、当該納品の日から起算して 10 日以内に当該成果物の内容について確認を行う。
３　乙は、前項の確認の結果、第１項の成果物の内容について修正を指示された場合は、自己の負担において甲の指定する期間内に修正を行い、甲の確認を受けなければならない。当該修正後の成果物の確認の実施については、前項の規定を準用する。
４　前２項の規定による検査の結果、甲が第１項の成果物の完成を認め、乙に対してその旨を通知したときをもって、当該成果物の引渡しが行われたものとする。

（委託料の支払）
第８条　乙は、前条第４項の規定による通知を受け、本業務の全てについて完了したときは、適正な請求書により委託料の支払を甲に対して請求することができる。
２　甲は、第１項の規定による委託料の請求を受けたときは、当該請求を受けた日から起算して 30 日以内に乙に支払わなければならない。

（業務従事者）
第９条　乙は、本契約締結後速やかに、仕様書等に基づき本業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を選任し、書面又は電磁的記録により甲に通知しなければならない。業務従事者を変更したときも同様とする。
２　乙は、業務従事者が甲の管理する施設等に立ち入る場合、甲が定める当該施設の管理等に関する規則又は規程を業務従事者に遵守させなければならない。
３　乙は、全ての業務従事者に対し、業務上知り得た個人情報の保護及び業務上使用したデータの適正な取扱いその他、業務従事者が遵守すべき事項を周知し、適正に監督しなければならない。

（権利の譲渡等の制限）
第 10 条　甲及び乙は、互いに相手方の事前の書面又は電磁的記録による同意なくして、本契約の地位を第三者に継承させ、又は本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ、若しくは担保に供してはならない。

（再委託の制限）
第 11 条　乙は、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面又は電磁的記録により甲の承諾を得たときは、この限りでない。
２　前項ただし書の規定により乙が第三者に本業務の全部又は一部を委託するときは、乙は、当該第三者の行為の全てについて責任を負うものとする。
３　第１項ただし書の規定により、乙が甲の承諾を得ようとする場合は、乙は、業務上知り得た個人情報の保護及び業務上使用したデータの適正な取扱い、その他当該第三者が遵守すべき事項を記載した誓約書を甲に提出させなければならない。

（特許権等の使用）

第 12 条　乙は、本業務の実施に当たり特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、その使用が甲の指示によるものであるときは、この限りでない。

（秘密の保持）

第 13 条　甲及び乙は、業務に関して知ることができた情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

（利用及び提供の制限）

第 14 条　乙は、甲の指示がある場合を除き、業務に関して知ることができた情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第 15 条　乙は、業務を行うために甲から引き渡されたデータを記録した入出力帳票及び記録媒体（以下「情報資産」という。）を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（個人情報の保護）

第 16 条　乙は、業務を行うに当たり、個人情報の取扱いについては、別記１「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（情報セキュリティ対策）

第 17 条　乙は、この契約によるネットワーク、情報システム及び情報資産に関する業務を実施するに当たっては、別記 2「情報セキュリティ関連業務特記事項」を守らなければならない。

（事業主の責任）

第 18 条　乙は、業務について、法律上及び財産上の事業主としての全ての責任を負うものとする。

（情報処理機器等の使用）

第 19 条　乙は、業務を処理するために必要な甲の管理する施設及び情報処理機器を、甲の承諾があれば無償で使用することができる。ただし、使用条件については、甲の定めた運用条件等に従うものとする。

（知的財産権の取扱い）

第 20 条　本業務を実施する過程で生じた発明その他の知的財産又はノウハウ等（以下「発明等」という。）が甲又は乙のいずれか一者のみによって行われた場合、当該発明等に関する

特許権その他の知的財産権（特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。）及びノウハウ等に関する権利（以下「特許権等」という。）は、当該発明等を行った者が属する当事者に帰属する。この場合、甲又は乙は、当該発明等を行った者との間で特許法（昭和 34 年法律第 121 号）第 35 条の規定に基づく特許権等の継承その他必要な措置を講ずるものとする。

2　乙は本契約を締結する以前から有していた特許権等を本システムに利用した場合又は前項の規定により乙に帰属する特許権等が本システムに利用された場合、甲は、本システムを自ら利用するために必要な範囲で、当該特許権等を利用することができる。

なお、当該特許権等を乙が有していたこと及び乙に帰属することについては、乙がこれらの事実を挙証する責任を負うものとする。

（成果物の帰属）

第 21 条　乙は、この契約により作成される成果物（以下「成果物」という。）の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を、甲に無償で譲渡するものとする。

2　乙は、甲の承諾がなければ、成果物の著作者人格権（著作権法第 18 条第１項、第 19 条第１項及び第 20 条第１項に規定する権利をいう。）を行使してはならない。

3　成果物において、乙または第三者が従前より保有する著作物が含まれる場合、当該成果物の著作権は乙または第三者に留保されるものとし、乙は、甲が当該成果物を利用可能なように甲に対して適切に利用許諾するものとする。

（実地調査等）

第 22 条　甲は、業務の実施状況について調査する必要があると認めたときは、随時実地に調査を行い、乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

（業務内容の変更等）

第 23 条　甲は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、契約金額及び契約期間を変更する必要があるときは、甲と乙とが協議して定める。

2　乙は、業務について仕様書の不備、不測の事態の発生その他正当な理由がある場合は、甲に対し業務の内容の変更を請求することができる。この場合において、契約内容の変更については、甲と乙とが協議して定める。

（情報資産の返還）

第 24 条　乙は、本件業務で入手した情報資産を委託期間満了までに、甲に返還しなければならない。

（記録媒体上の情報の消去）

第 25 条　乙は、前条の規定に関わらず、乙の保有する記録媒体上に存在する業務に関する一

切の情報を委託期間満了までに消去しなければならない。
2　前項の消去結果について、乙は、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、方法、実施日等を明示した文書で甲に報告しなければならない。

（事故発生の報告）
第 26 条　乙は、事故が生じたときには、速やかにその状況を書面又は電磁的記録により甲に報告しなければならない。
2　　乙は、情報の漏洩、滅失、き損等の事故が発生したときは、当該情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面又は電磁的記録により速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）
第 27 条　乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたとき及び新潟県財務規則（昭和 57 年新潟県規則第 10 号。以下「財務規則という。」）に違反したときは、直接かつ通常の損害に限り、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。
2　前項の定めにかかわらず、乙は、債務不履行、不法行為等の請求原因または法律上の構成の如何を問わず、乙の責に帰することができない事由から生じた損害、乙が予見すべきであったか否かを問わず特別の事情から生じた損害、間接損害、拡大損害および逸失利益について、賠償義務を負わないものとする。

（損害の負担）
第 28 条　業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。
2　乙は、業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。
3　甲は、天災その他不可抗力によって生じた損害については、乙が善良なる管理者の注意義務を怠らなかったと認める場合は、損害額を認定しその一部を負担することがある。

（契約不適合責任）
第 29 条　甲は、成果物が契約の内容に適合しないものであることを確認したときは、乙に対して履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
2　前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて委託料等の減額を請求することができる。
3　前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、同項の催告をすることなく、直ちに委託料等の減額を請求することができる。

(1)　履行の追完が不能であるとき。
(2)　乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
(3)　契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
(4)　前３号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

４　前３項の規定は、甲が乙に対して行う損害賠償の請求及び契約の解除権の行使を妨げない。

５　前４項の規定は、その不適合が甲の指示により生じたものであるときは、適用しない。ただし、乙がその指示が不適当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

６　第１項から第４項までの規定は、甲がその不適合を知った時から１年以内にその旨を乙に通知しないときは、適用しない。ただし、成果物を甲に引き渡した時において、乙がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（契約の解除）

第 30 条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、この契約を解除することができる。
(1) 委託期間内に契約を履行しないとき又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。
(2) 契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
(3) 故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
(4) 正当な理由がなく甲の検査の実施に当たりその職務の執行を妨害したとき。
(5) 破産の申立て、若しくは会社更生又は民事再生の手続開始の申立てがあったとき。
(6) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
(8) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
(9) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
(10)その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
(11)下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第６号から前号までのいずれかに該当する者と契約を締結したとき。

(12)前各号のほか、乙が業務を履行しないとき。

2　甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に生じた一切の損害について、損害賠償の責めを負わないものとする。

3　乙は、甲が本契約に違反したことにより本契約の履行が不可能となった場合は、本契約を解除することができる。

4　乙は、前項の規定により本契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（契約解除の場合における情報資産の返還）

第 31 条　契約解除の場合における情報資産の返還については、第 24 条の規定を準用する。

（契約解除の場合における記録媒体上の情報の消去）

第 32 条　契約解除の場合における記録媒体上の情報の消去については、第 25 条の規定を準用する。

（契約解除の場合における損害賠償）

第33条　甲による契約解除の場合における損害賠償については、第27条の規定を準用する。

（契約解除の場合における損害の負担）

第 34 条　甲による契約解除の場合における損害の負担については、第 28 条の規定を準用する。

（費用の負担）

第 35 条　この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（協議及び紛争の解決）

第 36 条　この契約について疑義が生じたとき又はこの契約の定めのない事項については、財務規則の定めるところによるほか、甲乙協議し、円満に解決を図るものとする。

2　前項により解決しない甲乙間の紛争を解決するために訴訟の必要が生じた場合は、新潟地方裁判所を第一審専属的合意裁判所とする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。（本書を電磁的記録で作成する場合は、当事者双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。）。

令和８年　月　日

新潟県新潟市中央区新光町４番地１

甲　新潟県

新潟県知事　　花　角　　英　世

乙

別記１

# 個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　乙は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第３　乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（適正管理）

第４　乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（利用及び提供の制限）

第５　乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第６　乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第７　乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

（資料等の返還等）

第８　乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（従事者の監督）

第９　乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（実地調査）

第 10　甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

（指示等）

第 11　甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故報告）

第 12　乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別記２

# 情報セキュリティ関連業務特記事項

（基本的事項）

第１　乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、受託事業者が守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

（情報資産の取扱い）

第２　乙は、情報資産（複製されたものを含む。以下同じ。）を他へ持ち出す場合には、甲の許可を受けなければならない。

第３　乙は、重要な情報を記録した媒体を廃棄する場合、情報を復元できないよう消去を行った上、甲の許可を受けなければならない。

（機器等の取扱い）

第４　乙は、使用する機器、記録媒体等を第三者に使用されること又は情報を閲覧されることのないようにしなければならない。

（従事者への啓発）

第５　乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策について啓発しなければならない。

（異常時の報告）

第６　乙は、情報資産に対する侵害又は侵害のおそれのある場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

第７　乙は、ネットワーク又は情報システムの誤作動等の異常を発見した場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

（再委託の禁止）

第８　乙は、この契約による業務を行うための情報資産の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

（ソフトウェアの無許可導入・更新・削除の禁止）

第９　情報システムで使用する端末等におけるソフトウェアの導入、更新又は削除は、甲の許可がなければ行ってはならない。

（機器構成の無許可変更の禁止）

第 10　情報システムを構成する機器の増設又は交換は、甲の指示がある場合を除いて行ってはならない。

（ネットワークへの無許可接続の禁止）

第 11　乙は、ネットワークへの機器の接続又はネットワークに接続している端末等の他ネットワークへの接続は、甲の指示がある場合を除いて行ってはならない。

（コンピュータウイルス対策）

第 12　乙は、次の事項を遵守しなければならない。

(1)外部からファイルを取り入れる場合及び外部へファイルを提出する場合は、ウイルスチェックを行うこと。

(2)甲が提供するウイルス情報を常に確認すること。

（法令遵守）

第 13　乙は、業務の遂行において使用する情報資産について、次の法令等を遵守し、これに従わなければならない。

(1)不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）

(2)著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）

(3)新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年新潟県条例第 32 号）

（実地調査）

第 14　甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり実施している情報セキュリティ対策の実施状況について随時実地に調査することができる。